

○座間味村プレミアム付商品券発行事業実施要綱（平成 27 年 要綱第 3 号）

（目的）

第 1 条 この要綱は、座間味村(以下「村」という。)が座間味村プレミアム付商品券発行事業を行うことにより、村内の消費を刺激し、商工業の振興と地域活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアム付商品券 前条の目的を達成するために、平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までに村によって発行された券種をいう。
- (2) 特定取引 村内においてプレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証票及びその他これらに類するものを除く。)の購入、借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 商品券取扱店 村内において特定取引を行い、受け取ったプレミアム付商品券の換金を請求することができる事業者として、村に登録された者をいう。

（プレミアム付商品券の発行等）

第 3 条 村は、この要綱に定めるところにより、プレミアム付商品券を発行する。この場合において、発行する券面総額は、予算に定める額とする。

- 2 前項に規定するプレミアム付商品券の券面金額は、500 円とする。
- 3 村はプレミアム付商品券を 5,000 円単位で購入するものに対し、当該購入金額の 30 パーセントないし 50 パーセントに相当する額をプレミアム(割増券)として発行する。
- 4 プレミアム付商品券の発行対象は平成 27 年 7 月 1 日時点で座間味村民である者とし、50 パーセント割増券の発行対象は、平成 27 年 7 月 1 日時点で 75 歳以上の者とする。

（プレミアム付商品券の使用範囲等）

第 4 条 プレミアム付商品券は、プレミアム付商品券の所有者と商品券取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 プレミアム付商品券の使用期間は、当該商品券を発行した日から半年以内とする。
- 3 プレミアム付商品券は、利用しようとする商品券の額面以上の特定取引のみ利用でき、額面未満の特定取引をすることはできない。

（商品券取扱店の登録資格等）

第 5 条 商品券取扱店として登録できる者は、村内に事業所があり、一般消費者にその便益を与えられる商業、製造業、サービス業等の事業者及び座間味村商工会会員を対象とする。

- 2 前項に掲げるもののうち、次に該当するものは、商品券取扱店の対象から除外する。
 - (1) 村役場及び村による公営企業サービス
 - (2) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
 - (3) 村税や村が徴収する各種料金において滞納がみられる事業所
 - (4) 各事業の開業および存続のために法令で義務付けられる各種届出や許認可取得が完了して

いない事業所

(5) 村当局や座間味村商工会、一般社団法人座間味村観光協会、座間味ダイビング協会、あか・げるま ダイビング協会など村内団体に対し、当該店の利用者や近隣住民からその営業内容や地域での実態について複数回苦情が寄せられている事業所、またはこれら村内商工・観光事業者の団体に入会を拒絶された事業所

3 第1項に掲げる対象事業所が商品券取扱店への登録をしようとする場合は、座間味村プレミアム付商品券取扱店登録申請書(以下「申請書」という。)を村長に提出しなければならない。

(商品券取扱店の遵守事項)

第6条 商品券取扱店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引においてプレミアム付商品券の受取を拒まないこと。
- (2) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) 使用済み商品券を再使用または他の者に譲渡しないこと。
- (4) 仕入れに係る取引をしないこと、自らの経営する事業所での商品券使用をしないこと。
- (5) その他村長がこの要綱の趣旨に反すると認める行為、関係法令違反をしないこと。

(商品券取扱店登録の取消し)

第7条 村長は、商品券取扱店において、第5条第3項の規定により提出された申込書に虚偽があると認めた場合又は前条各号に定める事項に反する行為をした場合は、当該商品券取扱店の登録を取り消すと同時に商品券取扱店名を公表し、本事業に損害を生じさせた場合は賠償の責を負うものとする。

(プレミアム付商品券の換金手続)

第8条 商品券取扱店は、第4条第2項に規定された使用期間内の特定取引においてプレミアム付商品券を受け取った場合、村長に対し座間味村プレミアム付商品券取扱店換金請求書により換金を請求するものとする。

2 前項の請求は、村がプレミアム付商品券を発行した日の翌日から平成28年1月15日までに行わなければならない。

(プレミアム付商品券の払戻し)

第9条 期間内に使用されなかったプレミアム付商品券の払戻しは一切しないものとする。

(その他)

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

この要綱は、公布の日から施行する。